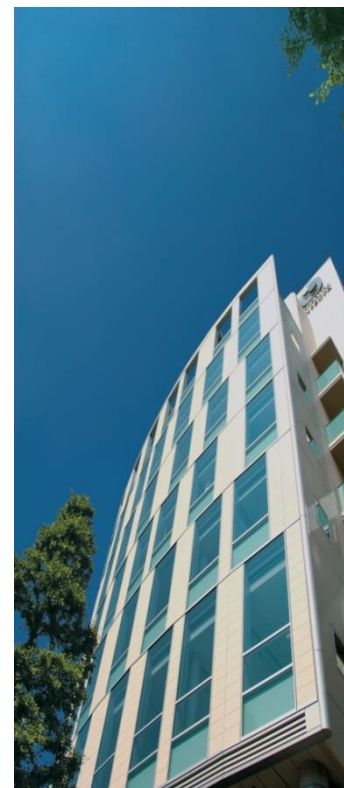


株式会社松屋フーズホールディングス 短時間勤務の障害者雇用

令和5年1月
株式会社松屋フーズ
人事グループ

牛めし松屋の会社概要

商号	株式会社松屋フーズホールディングス
設立	1980年(昭和55年)1月16日
	創業1966年(昭和41年)6月
資本金	66億5,593万円 2022年(令和4年)3月期
代表取締役会長	瓦葺 利夫(かわらぶき としお)
代表取締役社長	瓦葺 一利(かわらぶき かずとし)
従業員数	1,688名 2022年(令和4年)3月期・連結
売上高	944億円 2022年(令和4年)3月期・連結
店舗数	1,207店舗(FC:6店舗 海外:11店舗含む)
	2022年(令和4年)3月末現在
事業内容	飲食事業を中心とするグループ会社の経営管理
本社	東京都武蔵野市中町1-14-5 TEL0422(38)1121(代)



障害者雇用の歴史と現状

・特例子会社について

・株式会社エム・エル・エス(埼玉県東松山市)

設立 2000年(平成12年)2月24日

特例子会社の承認 2001年(平成13年)12月

資本金 9,000万円(株松屋フーズ100%出資)

代表取締役 瓦葺一利(株松屋フーズ代表取締役社長)

事業内容 クリーニング事業 洗剤事業

(知的障がい者 25名 身体障がい者2名 内職業重度判定者13名)

障がい者雇用関連資料(全社)

2022年(令和4年)4月1日現在 雇用率 2.74%

251名の障がいのある従業員が勤務しています。

店舗:203名(内職業的重度判定74名) 工場:8名

本社:11名 MLS:27名(特例子会社) MTT:2名

勤続年数	勤務者	男子	女子	知的	身体	精神
21~30年	5名	1名	4名	3名	2名	0名
16~20年	17名	12名	5名	名	0名	1名
11~15年	32名	24名	8名	26名	4名	2名
6~10年	39名	28名	11名	28名	3名	8名
0~5年	158名	108名	50名	135名	9名	14名
合計	251名	173名	78名	208名	18名	25名

障害種別短時間勤務者

雇用契約は月平均90時間以上の契約で入社いたしましたが、勤務者の都合により一時的に短時間勤務の従業員も含まれています。(変動あり)

勤務時間 (月平均)	知的	精神	身体	合計
20～30	1	0	0	1
31～40	7	0	0	7
41～50	4	1	0	5
51～60	0	0	1	1
61～70	3	0	2	5
71～80	7	3	0	10
合計	22	4	3	29

店舗作業

店舗駐車場の掃除(ゴミ拾い・草取り)

みんなの食卓でありたい。



玄関の清掃（券売機アルコール消毒）



提供商品の準備(補充作業) ドレッシング・たれ類の補充 野菜・味噌汁の提供準備 計量作業など(はかりを使用)



お客様の食事後の食器洗浄作業 自動食器洗浄機で洗浄、消毒



お客様の席のアルコール消毒、掃除をします



清掃清掃作業

洗面台・鏡・トイレの清掃(消毒)もします



1. 会社で働くために必要なこと

会社が求める従業員とは？

- 挨拶や返事がしっかりできる人。(毎日練習)
- 他の従業員と会話ができる人。(おはようございます。こんにちは。ありがとうございます。さようなら。)
- 失敗したとき、落ち着いて報告ができる人。
- **将来の夢・目標をしっかりと持っている人。**
(今年の目標を決めて、前向きに進もう)

2. 働く時の身だしなみ

- ①. 体は常に清潔に(入浴、洗顔、歯磨き、手洗い、散髪など)をする。(健康管理・いつも元気)
- ②. ひげは毎日そり、つめはいつも短くしておく。
- ③. つめの装飾・指輪(作業中は禁止)
- ④. 体型、季節に合った清潔な服を着る(靴のかかとを踏んだり、だらしない着方をしない)。
- ⑤. 髪の毛の長い女性は、髪を結わく。(異物混入の防止)。

3. 働く時の言葉づかい

おはようございます。ありがとうございます。

こんにちは。いらっしゃいませ。

- ①. ていねいなことばをつかう。
- ②. お客様や上司には年下の人であっても
礼儀正しいことばで話す。

(作業中は)

- ①. 責任者の指示に従って作業を行う。
- ②. 指示(指導)を受けたときは**必ず返事**をし、
作業が完了したら確実に**報告**をする。

4. 規則違反(減給・解雇になる)の例

- ①. 遅刻、早退、欠勤、職場離脱等が多いとき。
- ②. 上司や責任者の指示に反抗的な態度(怒る、ふてくされる、無視するなど)をとったとき。
- ③. 仕事や作業をしない。または全力で行わない(手を抜いたり、雑に行ったりする)とき。
- ④. 決められた作業方法や手順を守らないとき。
- ⑤. 商品、備品(工具、道具など)、金銭、私物などを盗んだとき。(社外における遺失物等横領・窃盗も処分の対象になります)。* 遺失物横領は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料、窃盗は、10年以下の懲役または50万円以下の罰金。 以上